

応急的報酬単価と配慮措置の請求時の審査手順について(障害福祉サービス)

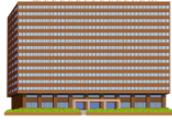
R8.6.1～開設



1.データ送付

4.必要に応じて、請求の再提出を求める

国保連合会



台帳情報

事業所台帳

サービスコード表

請求明細書等

事業所番号 : 9999999999
受給者証番号 : 9999999999
サービス種類 : 33 (共同生活援助)
◇◇◇減算 未算定

突合

データ連携

市町村



請求明細書等

事業所番号 : 9999999999
受給者証番号 : 9999999999
サービス種類 : 33 (共同生活援助)
◇◇◇減算 未算定

警告

必要に応じ、請求事業所が3の①及び3の②に該当する事業所か、指定権者に照会

都道府県等の指定権者



情報提供

2.一次審査

【システムチェック項目】

- ① 「事業開始年月日」が令和8年6月1日以降の事業所の場合、当該事業所の請求情報において、減算用のサービスコードが含まれているか。

(補足)

以下に該当する場合は、**応急的報酬単価の対象外**となり、当該月において、**システムチェックから除外**される。

- 事業所台帳(事業所単位)で、特定の加算の届出項目(※1)が「あり」となっている場合
 - ※1. 視覚・聴覚障害者支援体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算
- 請求明細書(受給者単位)で、特定の加算(※2)が算定されている利用者
 - ※2. (就B・GH共通)医療連携体制加算(Ⅳ)
 - (GHのみ)重度障害者支援加算(Ⅰ)・(Ⅱ)、医療的ケア対応支援加算

一次審査にて、①を満たしていない場合、エラー情報もあわせて連携される。

3.二次審査

「警告」が表示された請求について、以下①②に該当するか審査する。該当する場合にあつては、「警告」が表示されていても、請求に誤りはない。という審査結果になる。

- 請求事業所が、離島・中山間地域等にある場合
 - ① →当該事業所の所在地が、特別地域加算に規定する「こども家庭庁及び厚生労働大臣が定める地域」に該当するか
- 請求事業所が、自治体において客観的に必要であるものとして設置された場合
 - ② →当該事業所が、自治体の公募により設置された、又は自治体から経済的支援を得て設置された等に該当するか

(補足)

3の①及び3の②の審査は、居住地特例等をはじめとする他の市町村に所在地をおく事業所からの請求への対応も必要である。その場合、支給決定等及び給付の実施主体となる(居住地)市町村は、二次審査において「警告」が表示された場合は、指定権者等に、必要に応じ、3の①及び3の②に係る項目について、照会を行った上で、審査を行うこと。また、請求事業所の指定権者等は、照会を受けた場合には、当該事業所について、3の①及び3の②に係る項目に該当する事業所であるか、情報提供等を行うこと。

※①②のエラーが出た場合、指定権者は以下の対応を行う

請求事業所が、3の①、又は3の②に該当するかを確認し、市町村に伝える。